建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年４月14日

関東地方整備局長　菊川　　滋

１　処分をした年月日　平成22年３月31日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　清水建設株式会社　代表取締役　宮本　洋一　東京都港区芝浦１―２―３　国土交通大臣許可（般・特―21）第3200号、馬淵建設株式会社　代表取締役　馬淵　圭包　神奈川県横浜市南区花之木町２―26　国土交通大臣許可（特―19）第1875号、坂田建設株式会社　代表取締役　井上　　浩　東京都墨田区緑４―21―２　国土交通大臣許可（特―18）第５号、青木あすなろ建設株式会社　代表取締役　市木　良次　東京都港区芝２―14―５　国土交通大臣許可（特―21）第2843号、大和小田急建設株式会仕　代表取締役　髙村　義明　東京都新宿区西新宿４―32―22　国土交通大臣許可（特―19）第1310号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

東京都における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

（注１）　「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成22年４月15日から平成22年４月29日までの15日間、ただし馬淵建設株式会社については平成22年４月15日から平成22年５月６日までの22日間

４　処分の原因となった事実　清水建設株式会社、馬淵建設株式会社、坂田建設株式会社、青木あすなろ建設株式会社及び大和小田急建設株式会社は、他の事業者と共同して、遅くとも平成９年10月１日以降財団法人東京都新都市建設公社が発注する特定土木工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限し、これが平成17年法律第35号による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成20年７月24日に課徴金の納付を命ずる審決を受けた。前記５社は、これを不服として審決取消を求める請求を東京高等裁判所へ提訴したが、平成22年１月29日請求が棄却され、その判決が確定している。このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２２年（家）第３８８号

兵庫県神戸市須磨区飛松町５丁目１番５号
申立人　足立　英幸
本籍不明、最後の住所大阪府豊中市服部南町２丁目６番12号、死亡の場所不詳、死亡年月日平成２年３月31日、出生の場所不詳、出生年月日不詳、職業不詳
被相続人　亡　宮澤　清剛
事務所兵庫県神戸市須磨区飛松町５丁目１番５号
相続財産管理人　足立　英幸
神戸家庭裁判所

平成２２年（家）第８３号

和歌山県東牟婁郡古座川町池野山863番地
申立人　矢本　和代
本籍和歌山県日高郡みなべ町大字滝219番地、最後の住所和歌山県東牟婁郡古座川町池野山859番地、死亡の場所和歌山県東牟婁郡太地町、死亡年月日平成12年１月10日、出生の場所和歌山県東牟婁郡高池町大字池野山185番地、出生年月日大正14年11月14日、職業無職
被相続人　亡　岩﨑とよ子
事務所和歌山県田辺市中屋敷町24番地11
相続財産管理人　司法書士　栗原　雅人
和歌山家庭裁判所田辺支部

平成２２年（家）第３号

東京都港区浜松町２丁目４番１号
申立人　オリックス債権回収株式会社
本籍鳥取県米子市永江881番地、最後の住所鳥取県米子市福万621番地５、死亡の場所鳥取県米子市、死亡年月日平成19年10月17日、出生の場所鳥取県日野郡伯南町、出生年月日昭和33年12月９日、職業自営業
被相続人　亡　安**達**　和彦
事務所鳥取県米子市尾高町70番地沢屋コーポ
相続財産管理人　弁護士　平山　勝信
鳥取家庭裁判所米子支部

平成２２年（家）第９７号

広島市安芸区瀬野町2759番地の375
申立人　岩本　　明
本籍島根県鹿足郡津和野町中山666番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所島根県浜田市、死亡年月日平成21年４月13日、出生の場所島根県鹿足郡津和野町、出生年月日大正12年９月15日、職業無職
被相続人　亡　大賀キヨ子
広島市中区東白島町20―８　川端ビル３階廣島敦隆法律事務所
相続財産管理人　弁護士　廣島　敦隆
松江家庭裁判所益田支部

平成２２年（家）第３００６５号

広島市東区光町２丁目12番11―604号
申立人　濵田　年充
本籍広島県東広島市安芸津町風早761番地３、最後の住所広島市東区二葉の里１丁目５番18号、死亡の場所広島県安芸高田市、死亡年月日平成21年10月30日、出生の場所広島県賀茂郡早田原村、出生年月日昭和13年４月８日、職業無職
被相続人　亡　中神　博明
事務所広島市中区上幟町３―25　レオビル３階301
相続財産管理人　弁護士　廣田　茂哲
広島家庭裁判所

平成２２年（家）第３００２７号

広島県尾道市因島外浦町618番地２
申立人　村上　安史
本籍不明、最後の住所広島県尾道市因島土生町1289番地１、死亡の場所広島県尾道市、死亡年月日平成18年２月14日、出生の場所不明、出生年月日大正10年11月18日、職業不明
被相続人　亡　吉中エイ子
事務所広島県尾道市新浜１―14―31　金属ビル702号室
相続財産管理人　弁護士　山脇　将司
広島家庭裁判所尾道支部

平成２２年（家）第７０１９号

山口県美祢市豊田前町麻生下496番地１
申立人　柳瀬真理子
本籍山口県美祢市美東町大田5959番地４、最後の住所山口県美祢市美東町綾木2150番地７、死亡の場所山口県美祢市、死亡年月日平成21年７月30日、出生の場所山口県美祢郡美東町、出生年月日昭和30年１月31日、職業無職
被相続人　亡　田熊　義貴
山口市維新公園２丁目１番41号、事務所山口県山口市黄金町５番９号第二法曹ビル３階猪俣俊雄法律事務所
相続財産管理人　弁護士　猪俣　俊雄
山口家庭裁判所

平成２２年（家）第２３号

香川県小豆郡小豆島町池田640番地
申立人　大森登喜男
本籍香川県小豆郡土庄町淵崎甲1148番地、最後の住所申立人の住所に同じ、死亡の場所香川県小豆郡土庄町、死亡年月日平成21年12月19日、出生の場所大阪市港区石田呉服町３丁目14番地の４、出生年月日昭和３年３月１日、職業不詳
被相続人　亡　永井　好子
香川県小豆郡土庄町淵崎甲2138番地７
相続財産管理人　山下　治也
高松家庭裁判所土庄出張所